

公益信託障害者愛の福祉基金

2026年度 募集要項

この公益信託は、故糠信喜様のご出捐により、平成6年3月に設定されました。
この公益信託は東京都内に所在する下記施設に対し、教育機器や授産機器その他施設内の諸設備の購入又は更新のための費用等の助成を行なうことを目的としています。
2026年度は、つぎの要項により助成施設を募集いたします。

1. 助成対象となる施設	<p>助成金の対象となる施設は、東京都内所在の公益法人・特定非営利活動法人及びそれに準ずる団体の次の施設とします。但し公立施設(民間委託・指定管理委託を含む)は対象除きます。(同一法人であっても施設毎に申請できます。)</p> <p>(1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第1項に規定する「障害福祉サービス」および「障害福祉サービス事業」のうち、次のサービスに係る施設 ①居宅介護 ②重度訪問介護 ③行動援護 ④療養介護 ⑤生活介護 ⑥児童デイサービス ⑦短期入所 ⑧重度障害者等包括支援 ⑨共同生活介護 ⑩施設入所支援 ⑪自立訓練 ⑫就労移行支援 ⑬就労継続支援 ⑭共同生活援助 ⑮地域活動支援センター</p> <p>(2) 児童福祉法第6条および第7条に規定する障害児サービスに係る次の施設 ①障害児通所 ②障害児入所 ③障害児相談支援</p> <p>※過去10年間に当基金から助成をうけた施設は対象外となります。また、同施設を運営する法人の別施設についても、選考する際後順位となりますので、予めご承知おきください。</p>
2. 助成対象事業 (助成対象備品)	<p>教育機器・授産機器・その他施設内の諸設備の購入又は更新のための費用 施設利用者の直接処遇に係る備品及び授産に必要な備品は対象となりますが、 建物付随設備・事務用品・維持に必要な物品(エアコン・会議用テーブル・事務用パソコン・テレビ・発電機・AED等)は対象外となります。</p>
3. 助成金額、助成件数	<p>1件 20万円以内 助成件数20件程度 (但し総額300万円以内)</p>
4. 給付時期・方法	<p>(1) 給付時期: 10月下旬頃支給予定 (2) 給付方法: 採用が決定した後お申し出の銀行等の口座に振込みます。</p>
5. 申請手続	<ul style="list-style-type: none"> 申請者は、所定の「助成金申込書」(本募集要項に添付)を提出してください。 尚提出いただいた書類は返却いたしませんのでご了承ください。 応募期間: 2026年6月10日(水)～2026年7月17日(金) (当日の消印有効) 申請書類の提出先: 下記提出先あてに郵送
6. 選考・決定及び通知	<p>(1) 選考はこの公益信託に設置している運営委員会にて審議し決定します。 (2) 選考の結果は 2026年9月中旬頃に各応募施設に書面で通知します。</p>
7. 報告	<p>助成金を受けた施設は、その活用結果をこの公益信託の受託者宛、所定の用紙にて報告いただきます。</p>

【申請書の提出先・照会先】

〒105-8574 東京都港区芝 3-33-1
三井住友信託銀行 個人資産受託業務部 公益信託障害者愛の福祉基金 申請口
TEL03-5232-8910 (受付: 平日9時～17時)